



新型コロナウイルス対策について

この度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、

4月22日川勝静岡県知事は、新型コロナウイルス特措法に基づき県内の施設や事業者に休業要請をおこなう方針であることを表明されました。

ゴルフ場は対象外として休業要請をおこなわないことを確認いたしましたが、静岡県側と当ゴルフ場が所属する静岡県ゴルフ場協会との協議において、下記内容を厳守し営業を行うように指示がありました。

ご迷惑をお掛けしますがご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

【営業形態】

- ・全組セルフプレーとする。
- ・18ホールスループレーとする。
- ・クラブハウス内の、浴室・レストラン・ロッカーは使用禁止とする。
- ・予約送迎車の運行を中止とする。

【期間】

- ・4月25日（土）～5月6日（水）

※期間内にすでにご予約をいただいているお客様には順次ご連絡させていただきます。

※5月7日（木）以降の営業形態につきましてはホームページにてご案内させていただきます。